

峡北消防本部からお知らせ！



ごみの野焼きはやめてください！

出火原因の多くは「不法焼却(野焼き)」によるもので、建物や山林に拡大したケースもあります。

廃棄物(ごみ)を野外で焼却すると、多量の煙や悪臭により、近隣住民間でのトラブルや、生活環境の悪化を招くだけでなく、大気汚染の原因の一つとなることから「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。家庭から出るごみについては、各市で定められた方法で適切に処理してください。



例外として認められている焼却(野焼き)とは・・・

1. 農業及び林業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
例：畑の剪定枝や稲わらの焼却
2. 地域慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
例：どんど焼き等の行事における門松等を焚く行事
3. たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの
例：落ち葉焚き

* 1・2・3の焼却(野焼き)をする場合、消防署に「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生する恐れのある行為」の届出が必要です。

この届出は焼却(野焼き)を許可するものでなく、煙や炎を見た人が119番通報したとき、火災ではないことが分かるためのものです。